

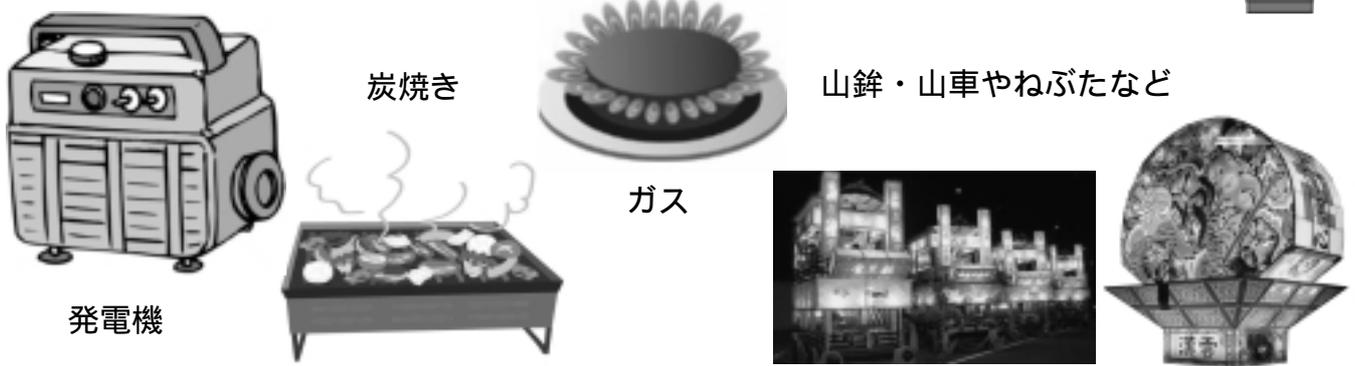
祭礼、縁日、花火大会などで火気を取り扱う際は、 消火器の準備と届出が必要です！

平成26年8月1日より火災予防条例が改正されます。

この改正は、昨年8月に京都府で発生した福知山市花火大会での火災を踏まえて施行するもので、内容については次のとおりです。

1 催しで火気器具を使用する場合は消火器の準備が必要です。

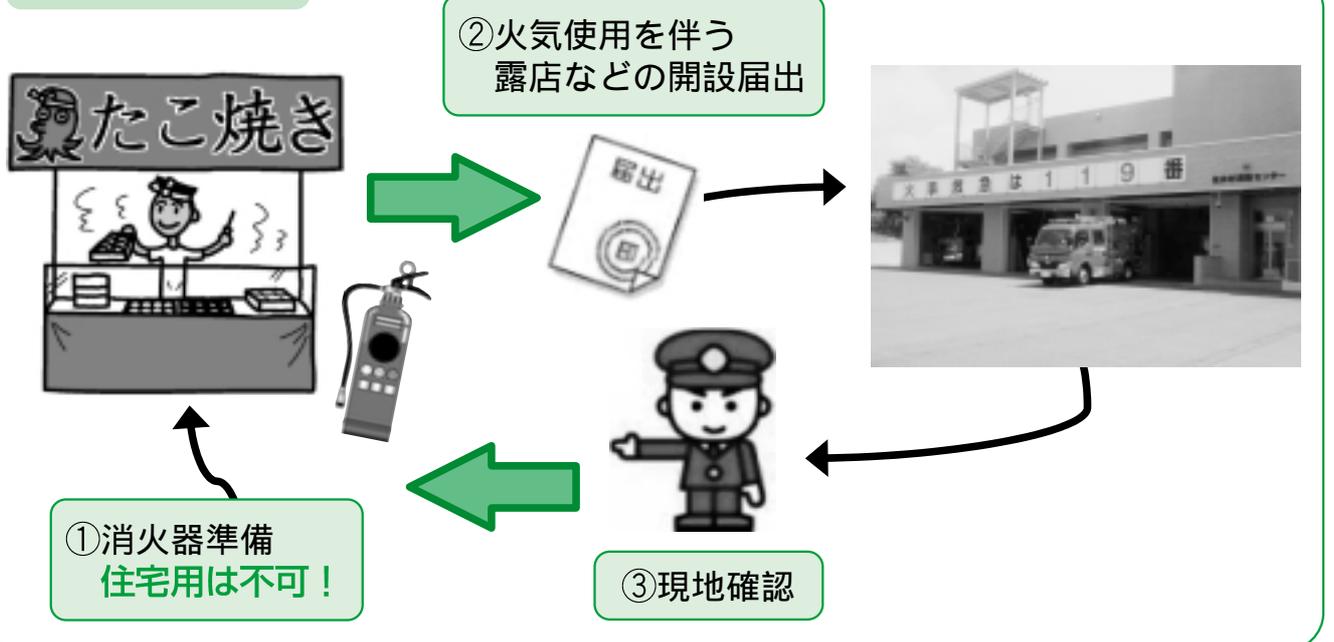
縁日、花火大会その他多数の方が集合する催しで火気器具（ガス、電気、ガソリン等を使用し、火災の発生のおそれのある器具）を使用する場合は、消火器を設置しなければなりません。



2 火気器具などを使用する露店などを開設しようとする場合は？

縁日、花火大会その他多数の方の集合する催しで火気器具（ガス、電気、ガソリンなどを使用し、火災の発生のおそれのある器具）を使用する露店などを開設する場合は、事前に消防署への届出が必要となります。

イメージ



【お問合せ】佐井消防分署 ☎ 38-2266